

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	投票人名簿及び在外投票人名簿の調製について
----	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【報告】

第14条第1項（業務委託）

（担当部課：選挙管理委員会事務局）

事業の概要

事業名	投票人名簿及び在外投票人名簿の調製
担当課	選挙管理委員会事務局
目的	<p>平成 22 年 5 月 18 日に日本国憲法の改正手続に関する法律（以下、国民投票法）が施行される。国民投票は、選挙と同程度の業務環境を整える必要があり、憲法改正の発議があった場合は、投票人名簿及び在外投票人名簿を調製しなければならない。</p> <p>投票人名簿等の調製は、選挙人名簿に準じるが、被登録資格要件が異なるため、選挙人名簿をそのまま使用することはできない。</p> <p>そのため、投票人名簿等の調製を行う。</p>
対象者	投票人名簿及び在外投票人名簿への被登録資格を有する者、投票権欠格条項(成年被後見人)国民投票法第 4 条) 該当者
事業内容	<p>【事業の流れ】</p> <p>1 投票人名簿及び在外投票人名簿の作成</p> <p>国民投票法第 20 条の規定により、投票人の氏名、住所、性別及び生年月日その他省令で定める項目を記録した投票人名簿を電磁的記録により作成する。また、国民投票法第 33 条により、在外投票人の氏名、最終住所、本籍、性別及び生年月日その他省令で定める項目を記録した在外投票人名簿を紙により作成する。</p> <p>2 投票人名簿及び在外投票人名簿への登録</p> <p>国民投票法第 22 条の規定により、国民投票の期日現在、年齢満 20 年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて、投票人名簿への登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民投票の期日前 50 日に当たる日（以下、登録基準日）において、新宿区の住民基本台帳に記録されている者 ・ 登録基準日の翌日から 14 日以内に新宿区の住民基本台帳に記録された者であって、登録基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者 <p>また、国民投票法第 35 条の規定により、国民投票の期日現在、年齢満 20 年以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて、在外投票人名簿への登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録基準日において、新宿区の在外選挙人名簿に登録されている者 ・ 在外投票人名簿の登録の申請をした者 <p>なお、法附則第 3 条の規定により、公職選挙法等の改正が行われ、年齢満 18 年以上満 20 年未満の者が国政選挙に参加できるようになった場合、投票人名簿と在外投票人名簿の年齢要件については、満 18 歳以上となる。</p> <p>3 投票権欠格条項該当者情報の管理</p> <p>国民投票法第 4 条の規定による失権者（成年被後見人）に関する情報の管理を行う。</p> <p>4 国民投票整理券データの出力</p> <p>国民投票整理券の作成業務を民間委託するために必要な投票人データを磁気テープに出力</p>

する。

5 縦覧名簿の作成

国民投票法第 24 条及び第 38 条の規定により、投票人名簿及び在外投票人名簿登録者の氏名、住所、生年月日等が記載された縦覧名簿を作成する。

6 期日前投票システムへの取り込み

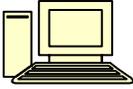
ホストコンピュータで作成した投票人データを期日前投票システムへ取り込む。

7 当日投票システムへの取り込み

期日前投票及び不在者投票を行った者の情報を投票人データへ更新し、当日投票システムへ取り込む。

件名 投票人名簿システムの開発及び期日前投票システム等の改修について

保有課(担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	投票人名簿
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 投票人名簿登録者</p> <p>2 記録項目 (1) ホストコンピュータ 世帯番号、住民番号、氏名、生年月日、性別、世帯主氏名、続柄、区民年月日、住所、郵便番号、増異動日、増異動届出日、減異動日、減異動届出日、投票人名簿登録年月日、投票人名簿抹消年月日、転入前住所、転出先予定住所、転出先住所、転入通知有無転居日、転居届出日、住所・氏名・性別・生年月日の修正記録、投票区、簿冊、頁、番号、転居前投票区、基準日、投票日</p> <p>(2) 期日前投票システム 氏名、生年月日、性別、住所、異動年月日、異動事由、投票区、簿冊、頁、番号、執行選挙名、基準日、投票日、投票請求年月日、投票請求受付年月日、投票方法、投票区分、投票請求受理可否、投票請求拒絶理由、投票用紙交付年月日、投票用紙の返還先</p> <p>(3) 当日投票システム 世帯番号、住民番号、氏名、生年月日、性別、異動年月日、異動事由、投票人名簿登録年月日、投票区、簿冊、頁、番号、投票日、投票用紙交付年月日</p> <p>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ(情報政策課)、期日前投票システム(選挙管理委員会事務局)、当日投票システム(選挙管理委員会事務局)</p>
新規開発・追加・変更の理由	ホストコンピュータで投票人名簿の調製を可能とするプログラムを構築することにより、短時間で登録業務を行うため。また、選挙用に使用している期日前投票システム及び当日投票システムを、国民投票に対応したシステムにバージョンアップすることにより、投票の受付を円滑に実施するため。

<p>新規開発・追加・ 変更の内容</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 60%;">  <p>ホストコンピューターの処理(投票人名簿システム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投票人データの作成・出力 2 国民投票整理券データの作成 </div> <div style="width: 35%; text-align: right;">  <p>国民投票整理券データは 整理券業務委託業者へ</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓ 投票人データ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 60%;">  <p>期日前投票システムの処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 投票人データの取り込み 2 期日前投票及び不在者投票の受付等 </div> </div> <p style="text-align: center;">↓ 期日前投票及び不在者投票済み投票人データ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 60%;">  <p>ホストコンピューターの処理(投票人名簿システム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 期日前投票及び不在者投票済み投票人データの取り込み 2 期日前投票及び不在者投票済み投票人データを光磁気ディスク(MO)に格納 </div> </div> <p style="text-align: center;">↓ 期日前投票及び不在者投票済み投票人データ(光磁気ディスク)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 60%;">  <p>当日投票システムの処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 期日前投票及び不在者投票済み投票人データの取り込み 2 当日投票の受付等 </div> </div>
<p>開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策</p>	<p>システムの修正過程では投票人名簿の情報は直接触れさせない。テストにはダミーデータを使う。データセットアップには職員が立ち会う。</p>
<p>新規開発・追加・ 変更の時期</p>	<p>本審議会承認後から平成22年5月まで</p>

件名 国民投票整理券の印刷及び封入・封緘作業等委託について

保有課(担当課)	選挙管理委員会事務局
登録業務の名称	国民投票整理券
委託先	入札により決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	世帯主番号、世帯主名、住民番号、氏名、性別、郵便番号、住所、投票区、簿冊、頁、番号、投票所名、投票所地図
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体、紙
委託理由	国民投票整理券は、選挙の際に作成する投票所整理券と比較すると、同規模以上の作成量が必要になると考えられるため、外部委託の必要がある。
委託の内容	1 国民投票整理券の作成 2 封入・封緘 3 区内4郵便局への納入
委託の開始時期及び期限	平成22年5月18日国民投票法の施行後、憲法改正の発議があった場合
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、区が提供した情報を返却させる。 3 業務終了後、業者のパソコンから区が提供した情報を削除させ、作業報告書を提出させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。